明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）　一

〔告　示〕
○安全器材等の型式認定番号を指定した件（国家公安委六二）　二
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（同六三）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四九二）　三
○指定登録機関が登録を行う事務所の所在地を変更する件（文化庁五九）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一六三四～一六四一）　五
○肥料を登録した件（同一六四二）　五
○標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部を改正する告示（国土交通九六七）　六
○道路に関する件（北海道開発局二〇〇～二〇三）　八

〔人事異動〕
内閣　国土交通省　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、島根同五）　一〇

〔公　告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他　二九

府令

○内閣府令第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二及び第十一号の三の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）	（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）
第一条の三　法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	**第一条の三**　［同上］
一　人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。	ロ　［同上］
(1)　十キロメートル毎時未満の速度	(1)　十キロメートル毎時未満の速度
二　（三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）	二
(2)　十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度　走行速度をキロメートル毎時で表した数値	(2)　十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度　走行速度をキロメートル毎時で表した数値